第五号様式を削る。

（自動車検査独立行政法人に関する省令の一部改正）

第十条　自動車検査独立行政法人に関する省令（平成十四年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令

第一条中「自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）」を「独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）」に改める。

第二条中「検査法人」を「機構」に改める。

第三条中「検査法人」を「機構」に、「自動車検査独立行政法人法（以下「検査法人法」という。）」を「独立行政法人自動車技術総合機構法（以下「機構法」という。）」に改める。

第四条中「検査法人」を「機構」に改め、同条第一号中「検査法人法」を「機構法」に改め、第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号中「検査法人法第十二条第二号」を「機構法第十二条第六号」に改め、同号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二　機構法第十二条第二号に規定する技術的な検証に関する事項

三　機構法第十二条第三号に規定する調査に関する事項

四　機構法第十二条第四号に規定する試験、調査、研究及び開発に関する事項

五　機構法第十二条第五号に規定する成果の普及に関する事項

第五条第一項中「検査法人は」を「機構は」に改め、「（検査法人の成立後最初の中期計画については、検査法人の成立後遅滞なく）」を削り、同条第二項中「検査法人」を「機構」に改める。

第六条中「検査法人に」を「機構に」に改め、ただし書を削り、同条第三号中「検査法人法」を「機構法」に改める。

第七条から第十二条までの規定中「検査法人」を「機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（共通経費の経理）

第十二条の二　機構は、機構法第十五条の二の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定によって経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、国土交通大臣の承認を受けて定める基準に従って、各勘定に配分することにより経理するものとする。

第十三条から第二十一条までの規定中「検査法人」を「機構」に改める。

第二十三条及び第二十四条中「検査法人法」を「機構法」に改める。

第二十五条の見出し中「審査事務」を「審査事務等」に改め、同条中「検査法人法」を「機構法」に、「検査法人の職員」を「審査事務（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）を行う場合にあっては、機構の職員」に、「検査法人の理事長」を「機構の理事長」に改め、同条第一号中「検査法人」を「機構（以下「国土交通省等」という。）」に改め、「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削り、同条第二号中「含む。」の下に「次項第四号において同じ。」を加え、「国土交通省、独立行政法人交通安全環境研究所又は検査法人（以下「国土交通省等」という。）」を「国土交通省等」に改め、同条第三号中「含む。」の下に「次項第五号において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2　機構法第十五条の国土交通省令で定める資格を有する者は、審査事務（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務に限る。）及び機構法第十二条第二号に掲げる業務を行う場合にあっては、機構の職員であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。

一　道路運送車両法第七十四条第一項の自動車検査官の経験を有する者

二　前項の審査事務を実施する者として、自動車の検査事務に従事したもの

三　国土交通省等において、運輸技術のうち道路運送車両に関する事務（試験、調査、研究及び開発を含む。以下「自動車技術事務」という。）に通算して五年以上従事した者

四　学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業し、かつ、国土交通省等において、自動車技術事務に通算して三年以上従事した者

五　学校教育法による大学又は高等専門学校において理学又は工学に関する課程を修め、これを卒業し、かつ、国土交通省等において、自動車技術事務に通算して一年以上従事した者

六　その他前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

第十一条　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に、「第十五条の」を「第十三条に規定する」に改め、「審査業務」の下に「（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）」を加える。

第二章　経過措置

（確認調査に係る国土交通省令で定める区域）

第十二条　道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二十一号。以下「整備政令」という。）第十八条第一号の国土交通省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一　福島運輸支局の管轄区域のうちいわき自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域

二　東京運輸支局の管轄区域のうち八王子自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域

三　神奈川運輸支局の管轄区域のうち湘南自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域

四　愛知運輸支局の管轄区域のうち豊橋自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域

五　福岡運輸支局の管轄区域のうち北九州自動車検査登録事務所、久留米自動車検査登録事務所及び筑豊自動車検査登録事務所の管轄区域以外の区域

（積立金の処分に関する経過措置）

第十三条　整備政令第二十三条第二項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

一　独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）の平成二十七年四月一日に始まる事業年度（以下「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表

二　研究所の最終事業年度の損益計算書

三　研究所の最終事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類

四　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令の廃止）

第二条　独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十六号）は、廃止する。